短期入所生活介護の運営規程の参考例

特別養護老人ホーム○○園指定短期入所生活介護事業運営規程

（目的）

第１条　社会福祉法人○○会が開設する特別養護老人ホーム○○園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　特別養護老人ホーム○○園

　二　所在地　○○市○○・・・・

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職　種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　一　管理者　　１名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）

　　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

　二　従業者　　医師　○名

　　　　　　　　生活相談員　○名以上

　　　　　　　　看護職員　○名以上

　　　　　　　　介護職員　○名以上

　　　　　　　　栄養士　○名

　　　　　　　　機能訓練指導員　○名

　　　従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たる。

　三　事務職員　○名

　　　事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第５条　利用定員は○○名とする。

※ユニット型の場合

ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

一　ユニット数　　　　　　　　　○ユニット

二　ユニットごとの入居定員　　　○○名

（指定短期入所生活介護の内容）

第６条　指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

　一　生活指導（相談援助等）

　二　機能訓練（日常動作訓練）

　三　介護サービス

　四　健康状態の確認

　五　送迎

　六　給食サービス

　七　入浴サービス

　八　・・・・・

　九　その他利用者に対する便宜の提供

（サービスの提供の記録）

第７条　事業所は、指定短期入所生活介護の提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅介護サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

２　事業所は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

（利用料等）

第８条　第６条に規定する指定短期入所生活介護の提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

２　前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

　一　次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、１キロメー

　　トルごとに○○円。

　二　滞在に要する費用として、別紙のとおり。

　三　食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。

　四　理美容代として、○○円。

　五　その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても　　通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当である　　と認められるものについては、その実費。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説　明を行い、同意を得るものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第９条　通常の送迎の実施地域は、○○市及び○○町の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条　利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意　しなければならない。

　一　健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

　二　機能訓練室を利用する際には、・・・・

　三　浴室を利用する際には、・・・・

　四　・・・・・

　五　第１５条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（身体拘束の制限）

第１１条　従業者は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

２　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について，従業者に周知徹底を図ること。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（利用者に関する市町村への通知）

第１２条　事業所は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

　一　正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

　二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時における対応方法）

第１３条　従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに管理者及び主治医又は事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１４条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第１５条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第１６条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

　一　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

　二　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

　三　当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（苦情等への対応）

第１７条　事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

３　事業所は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第１８条　事業所は、指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

３　事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１９条　事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（記録の整備）

第２０条　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２　事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

　一　短期入所生活介護計画

　二　第７条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

　三　第１１条第１項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

　四　第１２条に規定する市町村への通知に係る記録

　五　第１７条に規定する苦情の内容等の記録

　六　第１８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営に関する重要事項）

第２１条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

　一　採用時研修　採用後○ヵ月以内

　二　継続研修　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契　約の内容とする。

４　事業所は、適切な指定短期入所生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は○○法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

　この規程は、○○年○月○日から施行する。

別紙

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  | | --- | --- | | 費　用　区　分 | 費　用　の　額 | | 滞在に要する費用 | ユニット型個室　　日額○○○○円  ユニット型準個室　日額○○○○円  従来型個室　　　　日額○○○○円  多床室　　　　　　日額○○○○円 | | 滞在に要する費用  (介護保険負担限度額認定者) | 第１段階認定者  ユニット型個室　　日額○○○円  ユニット型準個室　日額○○○円  従来型個室　　　　日額○○○円  多床室　　　　　　なし  第２段階認定者  ユニット型個室　　日額○○○円  　ユニット型準個室　日額○○○円  従来型個室　　　　日額○○○円  多床室　　　　　　日額○○○円  第３段階認定者  ユニット型個室　　日額○○○○円  　ユニット型準個室　日額○○○○円  従来型個室　　　　日額○○○円  多床室　　　　　　日額○○○円 | | 食事の提供に要する費用 | 朝食　○○○円  昼食　○○○円  夕食　○○○円 | | 食事の提供に要する費用  (介護保険負担限度額認定者) | 第１段階認定者  日額　○○○円以内  第２段階認定者  　日額　○○○円以内  第３段階認定者  　日額　○○○円以内 | |